

# 吾妻中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) はじめに

いじめは、どの学校においても、どの生徒にも起こりうるものであり、現在、いじめによって生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が少なからず発生している。いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある」との意識を持ち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体における国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するためには、基本的な理念や体制を整備する必要がある、それぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、社会全体で生徒を見守ることが重要である。

### (2) 基本理念

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。いじめは、全ての生徒に関わる問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在である。また、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめに直接荷担はしないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを助長する可能性がある。被害者にとっては、「傍観者」の行為はいじめと同じくらい卑劣な行為と感じられることもある。もしいじめがあれば、それを止める仲裁者となれるよう、いじめを決して許さない意識を生徒に育むことが大切である。

いじめの形態は、生徒の人権意識やコミュニケーション能力の未熟さ、価値観の多様化などによって複雑になっている。インターネットを通じて行われるいじめも発生し、社会の変容を反映している。そのため、いじめの防止等については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行われなければならない。また、いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒の生命や身体を保護することが重要であり、いじめ問題の克服のために、市、学園・学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、社会全体で取り組んでいく。

## 2 つくば市立吾妻中学校いじめ防止基本方針

(1) 生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見に努め、認知した場合、迅速に対応する。

(3) 教職員のいじめ問題に関する意識を高め、教職員全体でいじめの問題に取り組む環境を整える。

## 3 いじめへの対応

(1) 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置（4ページ参照）

ア 基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。

イ いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかにこの組織の「臨時会」を開き、情報の共有と関係児童生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。

ウ いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方針を決定する。

エ いじめへの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめへの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行い、基本方針及びそれに基づくいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより改善を図る。

オ 児童生徒及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。

カ 地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合、速やかに対応する。

(2) 未然防止に向け積極的に取り組む（6ページ参照）

ア 自己存在感や共感的人間関係のある授業、学級活動並びに道徳

イ 生徒会活動、学校行事並びに部活動

ウ 教育相談と個別面談

エ 児童生徒の主体的な活動

オ インターネットを通じて行われるいじめへの対応（情報モラル教育の推進）

(3) 早期発見に努める（3ページ参照）

ア 学校生活アンケート等による調査      イ 保護者との連携      ウ 相談窓口の周知

(4) 起こってしまった場合には早期解消に努める（4・5ページ参照、組織的対応の重視）

ア 被害者の保護      イ 実態の把握      ウ 加害者への対応      エ 重大事態の調査と報告  
オ インターネット上の不適切な書き込みの削除

(5) 保護者、地域、関係機関等との連携の推進

(6) 教職員研修の充実

## いじめの定義と認知について

### ◆いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）あって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

※文部科学省 いじめの認知について より引用

# いじめの防止、早期発見・早期解決に向けた対策

## いじめを許さない学校づくり

## 校内いじめ対策委員会

## いじめの早期発見・早期解決

- 学級経営の充実
  - ・生徒に対する受容的、共感的態度（一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級作り）
  - ・自発的、自治的活動を保障した規律と活気のある学級集団作り
  - ・言葉使いに対する継続的指導「キモイ」「ウザい」「死ぬ」などの言葉への指導
- 授業を通じた生徒指導の充実
  - ・楽しく分かる授業と学び合い
- 道徳の時間を通じた心の育成
  - ・いじめを題材とした授業
- 学級活動の充実
  - ・話し合い活動による学級の諸問題の解決
  - ・ピアサポートとソーシャルスキルトレーニング
- 生徒主体の学校行事、委員会活動
  - ・達成感、感動が得られる行事の企画、実施
  - ・AZUMA フォーラム、ピアサポート活動
- 家庭や地域との連携
  - ・いじめの背景にある様々な要因共有できるように、連携を図る
  - ・家庭教育学級等における講演会
- 共通理解と共通実践
  - ・いじめられている生徒：学校が徹底して守る
  - ・いじている生徒：毅然とした指導を行う

- 校長 ○教頭 ○教務
  - 生徒指導主事（教育相談担当）
  - 養護教諭 ○学年主任
  - 関係教諭 ○その他
  - スクールカウンセラー（ケースに応じて）
- <内容>
- ・いじめ防止全体計画策定
  - ・いじめ発見のための調査
  - ・関係機関との連携
  - ・保護者への対応
  - ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

**いじめとは「生徒と一定の人間関係にある者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為」で「行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。なお発生場所は学校の内外を問わない。**

- 複数の教員で生徒を見守る
- ・日常の交流を通じた早期発見
- ・休み時間、放課後の校内巡回
- ・スクールカウンセラーによる積極的学級訪問、授業参観
- ・「いじめはどの子にも、どの学級でも起こりえる」ことの共通理解
  - アンケート調査等の活用
- ・学校生活アンケート、いじめ実態調査、i-check
- ・生徒指導部会、学年会を利用した複数の教員での協議
- ・スクールカウンセラーの助言
  - 教育相談による把握
  - ・担任による定期的な面談
  - ・保護者も含めたスクールカウンセラーによる希望教育相談
    - 保護者や地域からの情報提供の活用
- ・いじめ対策の積極的発信（地域保護者）・誠意をもった対応
  - 組織を生かした対応
  - ・情報交換、共通理解、役割連携

### 観察・情報収集

- 日常的な観察
- いじめチェック表の活用
- 定期的アンケート
- 教師間の情報交換
- 保護者・地域等からの情報

### 再発防止

- 生徒の心を育てる 生命尊重 人権尊重 思いやりの心
- 教師の心・技を磨く
- 組織対応力の向上

### いじめられている生徒

- 受容：共感的に話を聞き、つらさや悔しさを十分に受け止める。×「君にも原因がある」「がんばれ」
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。
- 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。

### いじている生徒

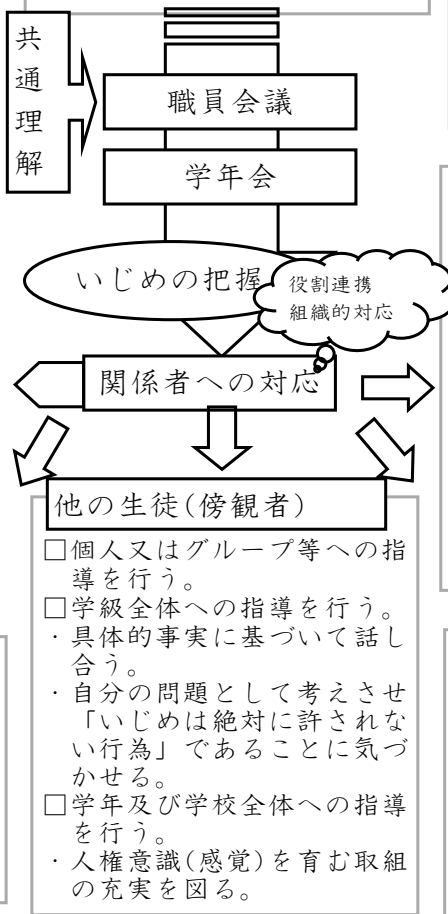
- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：被害者の辛さに気づかせ、責任転嫁を許さず、加害者であるという自覚をもたせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 回復：体験活動等を通じて所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。

### 保護者

- 家庭訪問を行いいじめの事実を正確に伝える。
- 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。（加害者対応も含む）
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

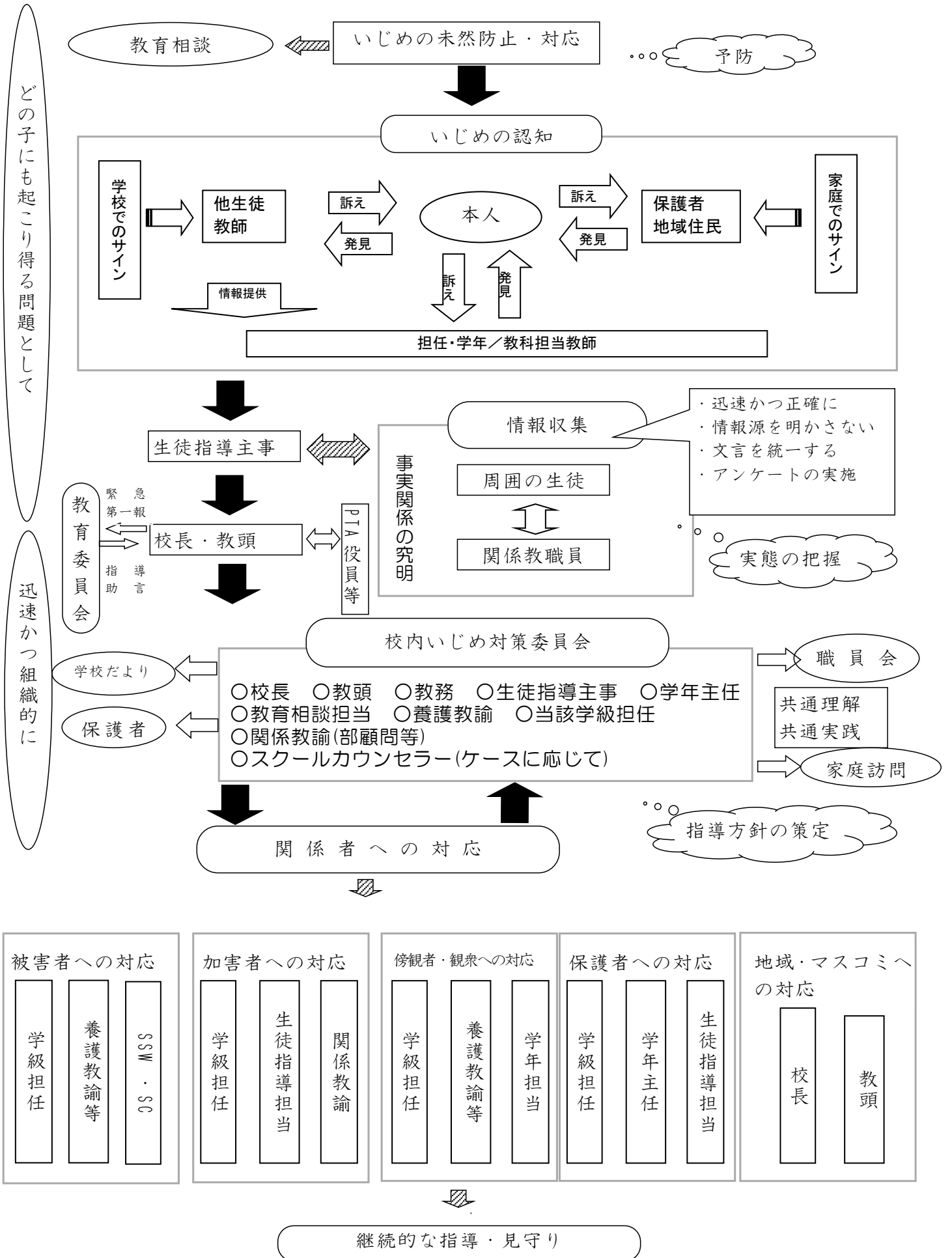
### 保護者

- 家庭訪問を行い、いじめの事実と経過を正確に伝え、その場で生徒に事実を確認する。
- 相手生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 被害者への謝罪の意義（被害児童保護者）の心情を伝える。
- 立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。



学校・家庭・地域社会・関係機関（相談機関、警察等）

# いじめ発生時の対応（全体の流れ）



# いじめ発生時の具体的対応策

いじめられている生徒への対応

## いじめられた生徒の側に立った親身な対応

## つらい気持ちを理解し心理的ケアを施す

- 話をうなずきながら聴く
  - 生徒の訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。
- 本人の訴えた言葉を復唱する
  - 「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、生徒に安心感を与える。
  - 自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
  - 教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
  - 被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- わからないことを質問する
  - 話していることがよくわからないからといって生徒の話を遮ってまで聴かない。
  - 「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
  - 不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- 本人が努力していることを支持する
  - 「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
  - 本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
  - 否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

受容・傾聴・共感

全力で守り通すこと  
秘密を守ることを保障

いじめられている生徒への対応

## いじめは人権侵害である

## 「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

- いじめを完全にやめさせる。
- いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
  - 何があったのか? □どんなことから? □いつ頃からか? □どこで? □どんな気持ち?
  - どんな方法で? □誰が(命令)したのか? □複数? 等
- 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 相手に与えた苦しみ、痛みにつづかせる。
- 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
  - ×学級等みんなの前でいじめた生徒を非難する
  - ×体罰
  - ×生徒の人格を否定する発言
  - ×命令口調で対応
  - ×過去を引き合いに出す
  - ×追い詰める、問い詰める
  - ×兄弟姉妹と比較する
- 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

事実を認めさせる  
言い逃れをさせない

きちんと謝罪させる

他の生徒への対応

## 観衆・傍観者も加害者と変わらない

## いじめはみんなの問題

- ＜いじめの観衆：はやし立てる生徒(仲間はずれにされたくない、いじめがおもしろい、被害者への不快感がある、いじめの報復を恐れている)＞
- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
  - 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。
- ＜いじめの傍観者：見て見ぬふりの生徒(正義感はあるがいじめを抑止できない、人との関わりに無関心である「次は自分がいじめられる」との葛藤がある)＞
- いじめは他人事でないことを理解させる。
  - いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ＜学級全体への指導＞
- 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
  - いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
  - 見て見ぬふりをしないよう、自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

問題解決能力の育成

### (5) いじめ対策年間計画 (No Peace No Azuma)

月	教職員の活動			生徒の活動	
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	生徒会活動 ピア・サポート
4	○全体計画の検討	○いじめに対する共通理解		○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○委員会組織編成 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">Kindness is priceless 思いやりはかけがえのないものだ</div>
5		○道徳授業研 ○ピアサポート講座		○話し合い「学級の諸問題について」	○ピアサポート活動(学校)
6		○i-check ○教育相談、ピア・サポートについて	○アンケート実施 ○教育相談1	○ソーシャル・スキルトレーニング実施	○あづまる活動(8年)
7		○三者面談について	●三者面談		
8		○教育相談の技術(講師SC)		↓	
9	↓		○アンケート ○教育相談2		
10	○学校評価を受けての対策の点検		学校生活アンケート	○行事を通じた人間関係づくり	
11		○アンケート分析	○教育相談3 ●三者面談		
12		○ピアサポート活動の共通理解			
1	↓		●9年三者面談 学校生活アンケート	あづまる活動(7年)	
2					AZUMA フェスタ ↓
3	○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○教育相談4 ○相談内容のまとめ		○評価と次年度計画

## (6) いじめに起因する重大事態への対応

